



令和5年度5月補正事業

物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を支援します

令和5年度 埼玉県民間事業者
CO₂排出削減設備導入事業（緊急対策枠）

【目的】

エネルギー価格高騰の影響を受けにくい企業体質への改善を図るとともにCO₂排出量を削減するため

【内容】

- 高効率設備への更新など、CO₂排出削減設備の導入に要する経費の一部を補助します。

補助対象	内 容
高効率省エネルギー設備への更新 等	・省エネ効果のある設備かつ能力が同等以下のもの、ただし更新する設備は15年以上使用した設備であること。 ・太陽光発電設備は蓄電池の導入を必須とします。
再生可能エネルギーの利用設備の導入	



空調設備



太陽光発電設備
+蓄電池



ボイラー

事業の詳細→
情報はこちら



埼玉県原材料価格高騰対策支援事業

【目的】

原材料価格の高騰に対応した経営体質改善を促すため

【内容】

- 中小企業等に専門家（中小企業診断士）を派遣し、原材料価格の高騰に対応するための助言を行います。
- 原材料価格の転換・使用量削減に関する設備投資や製品開発等に要する経費の一部を補助します。

※補助を受けるためには専門家派遣又は認定支援機関が作成する「支援カルテ」に基づく申請書の提出が必要です。

補助対象	内 容
原材料の転換	試作品の研究開発、新しい原材料に対応するための設備導入・更新、販売促進 等
原材料の使用量削減	製造方法の変更等のための設備導入、歩留まり向上のための設備更新、販売促進 等



事業の詳細→
情報はこちら



令和5年度 埼玉県民間事業者 CO ₂ 排出削減設備導入事業（緊急対策枠）		埼玉県原材料価格高騰対策支援事業
中小企業等（事業所単位） ※令和4年度補助金（緊急対策枠）受給者（予定者）は対象外	対象者	中小企業等（企業単位）
原則先着順 ※予算額を超えた日に提出された申請は抽選	採択方法	専門家派遣：先着順
15万円～500万円	補助金額	25万円～750万円
1/2	補助率	1/2
14億円	予算額	5億円
・同一設備で、国等の補助金との併用不可 ・同一事業所において右記補助金との両方の補助金受給不可 ・事業終了までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要	要件	・補助対象経費について、国等の補助金との併用不可 ・同一事業所において左記補助金との両方の補助金受給不可 ・専門家派遣又は認定支援機関が作成する「支援カルテ」に基づく申請書の提出が必要
・補助金交付後も事業者の自発的な取組を支援 ・無料省エネ診断、補助制度などをプッシュ型で情報提供	他の支援	・専門家（中小企業診断士）が事業者を訪問し、現地調査や助言等を実施 無料（最大2回まで）
令和5年7月18日（火）～7月21日（金） ※期間中であっても申請額の合計が予算額を超えた場合は受付を終了します。	申請受付期間	専門家派遣：令和5年7月18日（火）～8月23日（水） ※申請受付期間を延長しました。 補助金：令和5年8月1日（火）～9月6日（水）

問合せ先

■ CO₂排出削減設備導入支援事業
事務局：東武トップツアーズ（株）
TEL:050-6875-7560（平日9:00～17:00）
Mail:saitama-co2hojo
@tobutoptours.co.jp



埼玉県マスコット
さいたまっちょ＆コバヤン

■ 原材料価格高騰対策支援事業
事務局：（一社）埼玉県中小企業診断協会
TEL:048-762-3040（平日9:00～17:00）
Mail:genzaikakaku@sai-smeca.org